

経営サプリメント

各方面の専門家によるビジネスに役立つエッセンス

「契約」について考えてみましょう — あなたの会社を守るには —

勉強会で・・・

ある研修会で、「みなさんにとって契約ってなんですか？」と質問したことがあります。「双方の合意による・・・」「企業にとって重要な・・・」と続く中、「気休め」「単なるセレモニー」といった、やや斜に構えた意見もありました。

中小企業の経営幹部とお話をしていると、「信頼関係があるから」と契約を軽視したり、「難しそうだから」と敬遠したり、「取引先には言い出しにくいから」と及び腰になったり、様々な理由から「主体的に契約実務に踏み込めずにいる」ケースが少なくないと感じています。



契約はとても大事です

みなさんは、「なんとなく」契約を行っていないでしょうか？あるいは「最後のセレモニー」程度に考えていないでしょうか？もし、他社とトラブルになった場合、「この事案は、元々どういう約束だったのか」を確認するときに契約書が必要になります。口頭でも契約は成立しますが、たいてい「言った／言わない」の水掛け論になってしまうので、書面しておく必要があります。争いが訴訟にまで至った場合、裁判官はまず契約書の内容をもとに判断を進めますから、法律より優先される重要文書とも言えるでしょう。

まずは、秘密保持契約(NDA)から

取引先から情報開示を受ける際に、NDA(Non-disclosure agreement)への署名を求められた経験があるはずですが、逆に、みなさんが、自社の企業秘密(図面、仕様書等)を他社に開示する場合にもNDAを交わしているでしょうか？さらに、契約の「目的」を明記し、「目的外使用禁止」の条項を入れているでしょうか？秘密(情報)は、NDAを交わさずに他者(社)に渡した瞬間に「秘密ではなくなり、決して元(秘密の状態)には戻せない」と考えるべきです。「残高がタププリ入った預金通帳と銀行印を、赤の他人に渡すような行為」に例えられるかも知れません。また「契約をNDAですべて賄える(賄いたい)」との誤解・期待にもよく遭遇します。図に示したように、事業化に向かう業務ステップに応じて様々な契約が必要です。

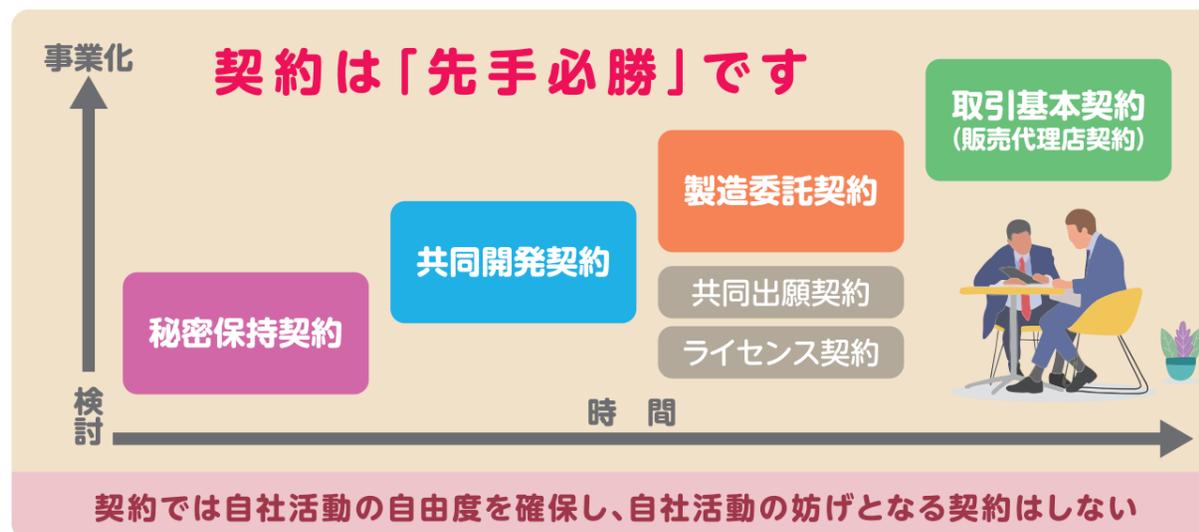
契約書にサインする前に

他社と契約する際には、契約条項の一言一句を、十分に確認してから署名して下さい。契約書に慣れておらず、「なるべく避けて通りたい」と思っている人が少なからずいます。でも、契約は「他者(社)との約束」を文書化したものなので、各条項に細大漏らさず注意を払い、納得してから署名・押印して下さい。読むのが面倒くさいから、英語が苦手だから、早く商売を開始したいから、ざっと斜め読みして、分からない箇所は、そのままにして「なにかトラブルが起きたとしても、そのときは相手との話し合いで解決出来るだろう」と、都合良く解釈して安易に署名してしまう様なことを、決してしてはいけません。「不当に自社の開発部分まで取り込まれないか?」「成果物の他社への販売禁止条項がないか?」なども、丹念に確認しましょう。



知的財産戦略アドバイザー
小原 荘平
INPIT(独立行政法人 工業所有権情報・研修館)
“営業秘密110番”
家電メーカーに34年勤務、技術者として20数年精密電子部品の研究開発、国内外での量産事業化を担当、その後本誌法務知的財産部に異動し10年間、特許紛争対応・ライセンス渉外・新規開発商品の特許クリアランス、パテントプール、契約などの知財実務に従事
2014年、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)に転じ、営業秘密・知財戦略相談窓口の新規設立に携わり、窓口開設後(～現在)は、アドバイザーとして全国の中小企業の現場指導、講演、執筆などを通じ、精力的に営業秘密管理の普及活動を進めている

- ・ 事業化の検討などのための「秘密保持契約(NDA)」からスタート
- ・ 事業化実現段階に進むにしたがって、他の契約が必要になって来る(秘密保持契約だけで、すべてカバーはできない)
- ・ 契約書は(相手案、ひな型に依拠せず)可能な限り自社で作成し、先に提示



契約案は相手より先に出しましょう

契約書の案文を、相手から受け取ってから内容の検討を開始するのではなく、専門家(弁護士)などに相談して、あらかじめ自社オリジナルの文面を準備しておき、交渉内容が具体化して来たら、個別の事案に合わせて条文中に適宜修正を加え、相手に先んじて契約書を出せる様にしておくのが好ましい状態です。

よく「契約書のひな形が欲しい」との依頼を受けます。ひな形は「必須条項の欠落がないか?」「より適切な表現がないか?」などのチェック用資料としては有用ですが、ネット等からダウンロードした汎用のひな形をそっくりそのまま転用し、日付欄と社名・代表者氏名の甲・乙欄だけ書き換える様な使い方は好ましくありません。

秋田県知財総合支援窓口の弁護士相談をご利用ください

例えば「共同開発契約書」には様々な要素が含まれるため、多面的な検討が必要です。また、デジタル化の進展でデータの価値が高まり、近年「データ契約」が重視されています。契約書には共通の必須条項や、独特の言い回しがあるので、初心者が独力で作成するのはあまりお勧め出来ません。知的財産全般の相談を承っている知財総合支援窓口では、定期的に弁護士相談会を実施しています。また、必要に応じて企業への弁護士派遣も可能ですので、契約に関する課題に関しても是非ご活用下さい。

連絡先

INPIT秋田県知財総合支援窓口 TEL.018-860-5614
(あきた企業活性化センター 知財・デザイン支援課)



※ 尚、本稿の意見は、著者個人の見解で、著者が属する組織の見解ではありません。